

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課)	437
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示 (林務課)	438
○道路の区域変更 (山城南土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	439
○府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示 (住宅課)	〃
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 (〃)	〃
公 告	
○一般競争入札の実施 (医療課)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	442

府 議 会	
○京都府議会会議規則の一部を改正する規則	443
○府議会臨時会の開閉	〃
○常任委員会委員の選任	〃
○議会運営委員会委員及び委員長を選任	444
○特別委員会委員の辞任及び選任	〃
公 安 委 員 会	
○警備員指導教育責任者講習の実施	445
○警備業法に基づく検定の実施	446
正 誤	
○平成30年 3月26日付け京都府公報号外第14号中	447
○平成30年 3月30日付け京都府公報号外第18号中	〃

告 示

京都府告示第310号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成30年 5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
所在地 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- 第1型研修(クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。)及び第1型講習(クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。)の日程及び会場

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
平成31年 2月24日 (日)	ホテルルビノ京都堀川 (京都市上京区東堀川通下長者町 下る3丁目7)	80人

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
平成30年 11月18日 (日)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375)	50人

- 第2型研修(クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)及び第2型講習(クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	平成31年 1月 8日(火)	第1型研修の受講が 困難な者	50人
受付締切日	平成31年 2月 12日(火)		
レポートの 提出締切日	平成31年 3月 6日(水)		

(2) 第2型講習

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	平成30年 9月 27日 (木)	第1型講習の受講が 困難な者	30人
受付締切日	平成30年11月 5日 (月)		
レポートの 提出締切日	平成30年11月 28日 (水)		

5 第1型研修及び第1型講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	時間 1
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1
洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1

6 第2型研修及び第2型講習の科目及びレポートの課題

科目及びレポートの課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

7 受講料

- (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
- (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円

8 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 722-2051)

京都府告示第311号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年 5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱(平成14年京都府告示第643号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「京都府森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け3林第152号)」を「知事が別に定める基準」に改める。

別記第1号様式中

事業主体 (森林所有者) (作業従事者)

 を

「

事業主体 (作業従事者)	森林所有者 (電話番号)
-----------------	-----------------

」に、「(延長等)」を

「(補助対象面積)
(延長等)」に改め、同様式に注として次のよう
に加える。

注 補助対象面積については、造林種類が間伐又は更新伐の場合において、既設の森林作業道等で台帳管理を行っているものがあるときに、その敷地面積を除いた面積を記載してください。

附 則

この告示は、平成30年5月29日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

京都府告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成30年5月29日から平成30年6月12日まで縦覧に供する。

平成30年 5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 奈良加茂線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
木津川市加茂町里東上田16の19から	前	最小 5.6 ^m 最大 6.0	64.6 ^m
	後	最小 6.7 最大 7.8	
木津川市加茂町里東上田16の29まで	後	最小 6.7 最大 7.8	

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成30年5月29日から平成30年6月12日まで縦覧に供する。

平成30年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 奈良加茂線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
木津川市加茂町里東上田16の19から 木津川市加茂町里東上田16の29まで	平成30年5月29日

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第314号

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

府営住宅等の指定に関する規程の一部を改正する告示

府営住宅等の指定に関する規程（昭和55年京都府告示第767号）の一部を次のように改正する。

別表第2広峯団地の項中「105、205、206、305、306、405、505、605、705号」を「105、205、206、305、306、405、505、506、605、606、705号」に改め、同表芥子谷団地の項を次のように改める。

芥子谷団地	1棟（建設年度が平成28年度のもの）	101、104～107、110、201、204～207、210、301、304～307、310、401、404～407、410、501、504～507、510号
	上記以外	

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。



京都府告示第315号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、平成30年6月1日から施行する。

平成30年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表芥子谷団地の項を次のように改める。

芥子谷団地	1棟		0.9230
	1、3～6棟 （建設年度が昭和44年度以前のもの）		0.7314
	11～14棟		0.7271
	15、16、21、23～26、29～31、33～35棟		0.7309
	上記以外		0.7335

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品の名称及び予定数量

ア 名称

京都府立洛南病院医療用寝具等 一式

イ 予定数量

延べ336,030組

- (2) 賃貸借物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 賃貸借期間

<p>平成30年 9月 1日から平成34年 8月31日まで</p> <p>(4) 納入場所 京都府立洛南病院</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地 京都府立洛南病院事務部会計課 電話番号 (0774) 32-5900 (代表)</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 平成30年 6月 4日 (月) から平成30年 6月21日 (木) までの間 (日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法 交付期間中の午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時までの間に来院すること。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成30年 6月11日 (月) 午前10時から</p> <p>イ 場所 宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地 京都府立洛南病院本館 2階会議室</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加することができる者は、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。</p> <p>(1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>(2) 審査基準日 (一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)) の提出期間の属する年度の 4月 1日をいう。以下同じ。) において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>(3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) に該当するほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)</p> <p>イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力</p>	<p>団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>(6) 6 で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされている者</p> <p>(7) 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第 9 条の14に規定する基準を満たしていない者</p> <p>(8) 災害等により一時的に 1 の(1)の賃貸借物品を 1 の(3)の期間貸し出す業務に係る施設の操業が困難となった場合に備えて、必要な措置が講じられない者</p> <p>(9) 病床数がおおむね200床以上の病院で、1 の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、平成28年 4 月 1 日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有しない者</p> <p>5 資格審査の項目 4 の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認のほか、次の項目について審査する。</p> <p>(1) 審査基準日 (平成30年 4 月 1 日をいう。以下同じ。) の直前の営業年度の決算における資本金額</p> <p>(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率</p> <p>(3) 審査基準日の従業員数</p> <p>(4) 審査基準日までの営業年数</p> <p>(5) 審査基準日の直前の 2 営業年度における医療用寝具等賃貸借業務に係る契約実績</p> <p>6 資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、入札説明事項において示す申請書及び一般競争入札参加資格審査資料 (以下「審査資料」という。) を次のとおり、京都府立洛南病院長 (以下「院長」という。) に提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 2 の(2)の アに同じ。</p> <p>イ 交付場所 2 の(1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時までの間に来院すること。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を添付の上、送付先を明記した角形 2 号封筒を同封の</p>
--	--

<p>上、申し込むこと。</p> <p>(2) 申請書の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 平成30年 6月11日（月）から平成30年 6月21日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(3) 資料等の提出 申請書及び審査資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。</p> <p>(4) 提出書類の作成に用いる言語 提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>(5) その他 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>7 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。</p> <p>8 参加資格を有する者の名簿への登載 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院医療用寝具等貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。</p> <p>9 参加資格の有効期間 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成31年 3月31日までとする。</p> <p>10 変更届 申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 商号又は名称 (2) 法人の所在地 (3) 営業所等の名称又は所在地 (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>11 参加資格の承継 (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)、(3)から(5)までに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。</p>	<p>ア 個人が死亡したときは、その相続人 イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族 ウ 個人が法人を設立したときは、その法人 エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人</p> <p>(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。</p> <p>(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。</p> <p>12 参加資格の取消し (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。 (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。 イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。 カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p> <p>(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。</p> <p>13 入札手続等 (1) 入札及び開札の日時、場所等 ア 日時 平成30年 7月11日（水）午前10時 イ 場所 2の(3)のイに同じ。</p>
---	--

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 (ア) 受領期限
 平成30年 7月10日 (火)
 (イ) 提出先
 2の(1)に同じ。
 (ウ) その他
 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法
 持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額
 ア 入札書に記載する金額は、寝具 1組 1日の単価(円単位)に予定数量を乗じた金額とし、運送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
 イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法
 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
 要する。

14 入札保証金
 免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金
 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 (2) 平成31年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
 (3) 詳細は、入札説明書による。
 (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be rent:
Hospital beddings 336,030 sets
- (2) Rent period:
From 1, Sep 2018 to 31, Aug 2022
- (3) The time, date and place for the opening of tender:
10:00 a.m. Wed 11, July 2018
Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan
- (4) Time-limit for tender by mail:
Tue 10, July 2018
- (5) Contact point for the notice:
Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Rakunan Hospital
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011,
Japan
TEL: (0774) 32-5900



亀岡市南金岐土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

平成30年 5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町南金岐町田1の1	谷 口 勝
〃 〃 〃 丁田4の1	溝 口 渡
〃 〃 〃 清水34	山 本 和 弘
〃 〃 〃 〃 26	牧 野 洋 一
〃 〃 〃 〃 24	山 本 則 次

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市宇津根町土井ノ内35 プルーリオ ン亀岡307	谷 口 則 友
〃 大井町南金岐清水43	山 本 直 克

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町南金岐清水38	谷 口 正 平
〃 〃 〃 〃 2	谷 口 源 太 郎
〃 〃 〃 町田1の1	谷 口 勝
〃 〃 〃 清水44	山 本 善 也
〃 〃 〃 〃 24	山 本 則 次

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市宇津根町土井ノ内35 プルーリオ ン亀岡307	谷 口 則 友
〃 大井町南金岐清水43	山 本 直 克

府 議 会

京都府議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5月29日

京都府議会議長 村 田 正 治

京都府議会議規則第1号

京都府議会議規則の一部を改正する規則

京都府議会議規則(昭和31年京都府議会議規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表政策調整会議の項中「立案」を「調査研究及び立案並びに理事調整会議から検討を要請された事項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改

正後の京都府議会議規則の規定は、平成30年 5月17日から適用する。



1 府議会臨時会の開閉

平成30年 5月14日に招集された 5月府議会臨時会は、平成30年 5月17日閉会した。

2 常任委員会委員の選任

平成30年 5月17日常任委員会委員を次のとおり選任した(委員長及び副委員長は、委員の互選による。)

総務・警察常任委員会

- 委員長 尾 形 賢
- 副委員長 岸 本 裕 一
- 〃 田 中 健 志
- 委 員 林 田 洋
- 〃 近 藤 永 太 郎
- 〃 村 田 正 治
- 〃 田 中 英 夫
- 〃 加味根 史 朗
- 〃 浜 田 良 之
- 〃 田 中 美 貴 子
- 〃 山 口 勝
- 〃 上 倉 淑 敬

府民生活・厚生常任委員会

- 委員長 中 川 貴 由
- 副委員長 片 山 誠 治
- 〃 諸 岡 美 津
- 委 員 石 田 宗 久
- 〃 井 上 重 典
- 〃 兔 本 和 久
- 〃 瀧 脇 正 明
- 〃 鳥 田 敬 子
- 〃 西 脇 郁 子
- 〃 成 宮 真理子
- 〃 北 岡 千 是 る
- 〃 堤 淳 太

文化・教育常任委員会

- 委員長 松 岡 保
- 副委員長 藤 山 裕 紀 子
- 〃 能 勢 昌 博
- 委 員 荒 卷 隆 三
- 〃 二之湯 真 士
- 〃 中 島 武 文
- 〃 家 元 優
- 〃 山 内 佳 子
- 〃 本 庄 孝 夫
- 〃 平 井 齊 己
- 〃 村 井 弘
- 〃 谷 川 しゅんき

環境・建設交通常任委員会

委員長 四方源太郎
副委員長 中村正孝道
〃 園崎弘道
委員 小巻實司
〃 前波健史
〃 池田正義
〃 前窪義由紀
〃 迫祐仁
〃 森下由美
〃 酒井常雄
〃 小原舞
〃 小鍛治義広

農商工労働常任委員会

委員長 秋田公司
副委員長 磯野勝徳
〃 岡本和徳
委員 植田喜裕
〃 菅谷寛志
〃 巽昭
〃 渡辺邦子
〃 光永敦彦
〃 原田完
〃 馬場紘平
〃 北川剛司
〃 林正樹

3 議会運営委員会委員及び委員長の選任

平成30年5月17日議会運営委員会委員及び委員長を次のとおり選任した（理事は、委員会における選任による。）。

議会運営委員会

委員長 石田宗久
理事 秋田公司
〃 光永敦彦
〃 平井齐己
〃 林正樹
委員 中川貴由
〃 池田正義
〃 兎本和久
〃 中島武文
〃 瀧脇正明
〃 島田敬子
〃 原田完
〃 森下由美
〃 岡本和徳
〃 北川剛司
〃 小鍛治義広

4 特別委員会委員の辞任及び選任

平成30年5月17日特別委員会委員全員の辞任を許可し、新委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

子どもの健やかな育みに関する特別委員会

委員長 井上重典

副委員長 石田宗久
〃 小原舞
委員 田中英夫
〃 藤山裕紀子
〃 岸本裕一
〃 瀧脇正明
〃 西脇郁子
〃 迫祐仁
〃 森下由美
〃 岡本和徳
〃 林正樹

京都府行政の今後のあり方に関する特別委員会

委員長 二之湯真士
副委員長 渡辺邦子
〃 小鍛治義広
委員 林田洋
〃 近藤永太郎
〃 尾形賢
〃 能勢昌博
〃 光永敦彦
〃 島田敬子
〃 酒井常雄
〃 平井齐己
〃 谷川しゅんき

エネルギー政策特別委員会

委員長 村井弘
副委員長 中島武文
〃 巽昭
委員 前波健史
〃 四方源太郎
〃 園崎弘道
〃 加味根史朗
〃 原田完
〃 山内佳子
〃 松岡保
〃 堤淳太
〃 上倉淑敬

高齢社会の安心・安全対策特別委員会

委員長 荒巻隆三
副委員長 池田正義
〃 北川剛司
委員 秋田公司
〃 中川貴由
〃 中村正孝
〃 家元優
〃 本庄孝夫
〃 浜田良之
〃 馬場紘平
〃 田中健志

スポーツ振興特別委員会

委員長 田中美貴子
副委員長 兎本和久
〃 菅谷寛志

- 委 員 小 卷 實 司
- 〃 植 田 喜 裕
- 〃 片 山 誠 治
- 〃 磯 野 勝
- 〃 前 窪 義由紀
- 〃 成 宮 真理子
- 〃 北 岡 千はる
- 〃 諸 岡 美 津

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第106号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条第1項の規定による指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成30年 5月29日

京都府公安委員会
委員長 石 川 良 一

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)	新規取得講習	平成30年7月3日(火)から平成30年7月10日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時から午後5時まで)の6日間	30人
	追加取得講習	平成30年7月6日(金)から平成30年7月10日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時(講習の初日は、午後0時40分)から午後5時まで)の3日間	5人

2 講習場所

京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

平成30年6月5日(火)及び平成30年6月6日(水)(受付時間は、午後1時から午後5時までとする。)とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(受付専用電話(075)451-9125)

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

- (イ) 申出事項
 - 申込みには、次の事項を申し出ること。
 - a 受けようとする講習の種別
 - b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
 - c 連絡先電話番号
 - d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称
- ウ 受講者決定の通知
 - 受講者に決定した者に対する通知は、平成30年6月8日（金）午後5時まで、電話により行う。
- (2) 受講申込書の提出
 - 受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。
 - ア 提出期間
 - 平成30年6月13日（水）から平成30年6月15日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。
 - イ 提出書類
 - (ア) 受講申込書（受講申込書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通
 - (イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 3の(1)のアに該当する者
 - 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通
 - b 3の(1)のイに該当する者
 - 1級検定の合格証明書の写し 1通
 - c 3の(1)のウに該当する者
 - 2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 - d 3の(1)のエに該当する者
 - 旧1級検定の合格証の写し 1通
 - e 3の(1)のオに該当する者
 - 旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 - (ウ) 追加取得講習を受けようとする者に対しては、2号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
 - (エ) 代理人が受講申込書を提出する場合に対しては、受講者本人の委任状 1通
- ウ 提出先
 - 受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）
- エ 提出方法
 - 講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。
- 5 受講手数料及び納付方法
 - (1) 受講手数料
 - ア 新規取得講習 38,000円

- イ 追加取得講習 14,000円
- (2) 納付方法
 - 京都府収入証紙により、講習初日の受付の際に納付すること。
- 6 講習の委託先の名称及び所在地
 - 一般社団法人京都府警備業協会
 - 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館5階
- 7 問合せ先
 - 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）



京都府公安委員会告示第107号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年 5月29日

京都府公安委員会
委員長 石川 良一

- 1 検定の種別及び級、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	実施期日	実施時間	実施場所
施設警備業務2級	平成30年9月1日（土）	午前9時から午後5時まで	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

- 2 検定の方法
 - 学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 3 試験の科目
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。
- 4 受検定員
 - 20人
- 5 検定対象者
 - 検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 京都府内に住所地を有する者

(2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

6 受検申請の手続

(1) 事前申込み
 検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間
 平成30年7月11日（水）及び平成30年7月12日（木）（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先
 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

ウ その他
 (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
 (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
 (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間
 平成30年7月23日（月）から平成30年7月25日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類
 (ア) 検定申請書 1通
 (イ) 5の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 a 5の(1)として申請する場合
 住所地を疎明する書面 1通
 b 5の(2)として申請する場合
 京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
 (ウ) 写真（検定申請書提出の日前6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
 (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先
 (ア) 5の(1)として申請する場合
 その者の住所地を管轄する警察署
 (イ) 5の(2)として申請する場合
 その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署

エ 提出方法
 検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

7 受検に必要なもの
 受検票、筆記具及び運動靴を持参すること。
 なお、警備員である受検者は、制服及び制帽を着用すること。

8 検定手数料
 検定手数料（16,000円）は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

9 問合せ先
 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

正 誤

平成30年3月26日付け京都府公報号外第14号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
6	左	下から22	10	3
		下から6	11	4
	右	上から2	12	5

平成30年3月30日付け京都府公報号外第18号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
5	左	上から26	第35条第1項の見出し中「取扱方針」を「具体的取扱方針」に改め、同条第2号	第35条第1項第2号
6	右	下から24	第10項	第3項
		下から11	第11項	第4項
8		下から4	(1)	(3)